

市町が企画した研修事業に対して運営上のアドバイス、講師派遣、講師謝礼金、旅費交通費の負担

・実施方法

県内3か所で開催

・募集期間

4月中旬～5月中旬（平成17年度の場合）

③ その他特記事項

県が運営費を補助している財団法人広島県女性会議の事業（メールアドレス：essor@essor.or.jp、ホームページ：http://www.essor.or.jp）

男女がともに参画する社会づくり事業費補助金

高知県男女共同参画・NPO課

TEL 088-823-9769

FAX 088-823-9679

メールアドレス 143201@ken.pref.kochi.lg.jp

ホームページ http://www.pref.kochi.jp/~danjyo/

① 目的

市町村、一部事務組合、広域連合、複数の市町村が中心となって組織する協議会が、地域や学校など様々な分野で男女がともに参画できる社会づくりを促進するため、それぞれの地域の特性に応じた取り組みを直接、間接に行うことにより、男女共同参画社会の形成に寄与する。

② 制度の概要

・対象者

市町村、一部事務組合、広域連合または複数の市町村が中心となって組織する協議会

・対象事業

1. ソフト事業

- (1) 市町村男女共同参画計画策定・条例制定事業
- (2) エンパワーメント推進事業
- (3) 環境整備事業

2. ハード事業

- (1) 環境整備事業（既存施設分）

・制度の内容

ソフト事業、ハード事業ともに補助率1/2、補助限度額は500万円

・募集期間

随時（予算の範囲内）

(2) 市区町村(又は都道府県)に対する講師派遣、研修会など

① アドバイザー派遣、講師派遣など

配偶者からの暴力被害者支援アドバイザー派遣事業

内閣府男女共同参画局

TEL 03-5253-2111

FAX 03-3581-9566

メールアドレス ipost-danjo@cao.go.jp

ホームページ http://www.gender.go.jp/

① 目的

配偶者からの暴力の被害者に対する相談業務を行っている配偶者暴力相談支援センター等に対し、専門的な知識や経験を有する者又は団体を「配偶者からの暴力被害者支援アドバイザー（以下アドバイザーという。）」として派遣し、相談業務の充実を支援する。

② 制度の概要

・内容

アドバイザーは、地域の現状を踏まえ、効果的な助言、指導を行う。アドバイザーによる助言の方法としては、面談（個別・集団）、研修会形式（事例研究等）、メール等による助言などが考えられる。

・アドバイザーの派遣対象

アドバイザーの派遣により、業務の円滑な遂行が期待できる相談機関とする。具体的には、配偶者暴力相談支援センター、男女共同参画センター／女性センター、民間シェルター等が考えられる。

・アドバイザーの選定

派遣するアドバイザーは、それぞれの専門分野における知識、経験を有することはもとより、配偶者からの暴力に関する知識、経験を有する者又は団体から選定する。アドバイザーの選定は、派遣先の要望等を踏まえて行う。

③ その他特記事項

アドバイザーに係る謝金、旅費等は国の負担とする。

市町村支援事業（青森県男女共同参画アドバイザー派遣事業）

青森県環境生活部青少年・男女共同参画課

TEL: 017-734-9228

FAX: 017-734-8050

メールアドレス seishonen@ags.pref.aomori.jp

ホームページ http://www.ags.pref.aomori.jp/danjyo

① 目的

当県市町村における計画策定率が全国と比較しても低い状況にあることから、基本計画策定等の支援や住民の意識調査、新市町村発足に伴う行政職員の意識啓発等を目的として当事業を実施している。

② 制度の概要

・対象者

市町村職員等

・対象事業

青森県男女共同参画アドバイザー派遣事業

・制度の内容

市町村からの求めに応じて必要なアドバイザーを派遣し、市町村計画の策定等に必要の助言や、市町村職員を対象とした意識啓発研修会等を通して、市町村に対して幅広い情報を提供する。

・募集期間

通年

男女共同参画地域振興事業（地域イキキ 応援事業）

秋田県生活環境文化部男女共同参画課

TEL 018-860-1555

FAX 018-860-3895

メールアドレス persons@pref.akita.lg.jp

ホームページ <http://www.pref.akita.jp/josei/danjo.htm>

① 目的

県内の市町村・事業所等が行う、男女共同参画の推進のための研修会等について、県が講師等を派遣し共催することにより、男女が社会の対等な構成員として個性と能力を十分に発揮できる環境の整備と意識の醸成を図る。

② 制度の概要

・対象者

県民、事業者、市町村等

・対象事業

（１）市町村計画策定の機運を醸成するため、主に住民等を集めて行う講演会等と計画の策定のための委員会・懇話会等

（２）団体の職員及び構成員を対象にした講演会等

・制度の内容

派遣する講師、委員等の謝金及び旅費を県が負担する。

講師謝金・・・２万円以内／回、

委員等謝金・・・３万円以内／年

・募集期間

予算の範囲内で随時

③その他特記事項

平成１７年度終了予定

市町村支援事業（市町村キャラバン事業）

長野県企画局ユマニテ・人間尊重課

TEL 026-235-7102

FAX 026-235-7389

メールアドレス humanite@pref.nagano.jp

ホームページ <http://www.pref.nagano.jp>

① 目的

男女共同参画の取組において、規模等の理由から十分な体制が取りにくい市町村に対して、県職員が出向き、具体的な施策の推進方法、計画や条例による推進等について、支援する。

② 制度の概要

・対象者

男女共同参画の取組において十分な体制が取りにくい市町村で、支援希望があるもの

・制度の内容

対象市町村の実態に即した支援。例として以下のものが考えられる。

- ・市町村における現状把握のための住民アンケート等の調査・集計
- ・住民との意見交換会に関する補助・助言、意見交換会での講演
- ・男女共同参画施策の推進方法に関する補助・助言
- ・計画策定・条例制定に関する事務に対する支援
- ・計画の進行管理に関する補助・助言

・募集期間

通年実施

市町村における男女共同参画推進のための 支援

静岡県生活・文化部男女共同参画室

TEL 054-221-3122

FAX 054-221-2642

メールアドレス danjyo@pref.shizuoka.lg.jp

ホームページ

<http://www.pref.shizuoka.jp/seibun/sb-08/danjo1.htm>

① 目的

市町村の男女共同参画に関する条例制定や計画策等、男女共同参画推進体制の整備などに際し、各市町村からの要請に応じ、県職員が各市町村に出向き、支援を行う。

② 制度の概要

・対象者

市町村職員

・制度の内容

各市町村からの職員派遣要請により、各市町村の進捗状況等に応じて支援を行う。

・募集期間

随時派遣

市町村職員等研修のための出前講座

静岡県生活・文化部男女共同参画室

TEL 054-221-3122

FAX 054-221-2642

メールアドレス danjyo@pref.shizuoka.lg.jp

ホームページ

<http://www.pref.shizuoka.jp/seibun/sb-08/danjo1.htm>

① 目的

市町村職員等への「男女共同参画」の正しい理解を深めるため、市町村からの講師派遣要請を受け、県職員が各市町村に出向き、講義を行う。

② 制度の概要

・対象者

市町村職員等

・制度の内容

各市町村からの講師派遣要請の都度、県職員を講師として派遣する。

・募集期間

随時派遣

市町村男女共同参画推進資料作成（ホーム ページ）

愛知県県民生活部社会活動推進課男女共同参画室

TEL 052-954-6179

FAX 052-954-6910

メールアドレス danjo@pref.aichi.lg.jp

ホームページ <http://www.pref.aichi.jp/danjo/>

① 目的

市町村の男女共同参画計画の策定に参考となるような資料を作成し、男女共同参画社会の形成を促進するため。

② 制度の概要

・対象者

市町村をはじめとする関係機関・団体、県民

・制度の内容

市町村計画策定状況、統計資料や調査研究資料を取りまとめたものをホームページで公開する。

③その他特記事項

男女共同参画の参考資料（平成16年度掲載内容）

- ①市町村計画策定状況
- ②男女共同参画に関する意識調査の調査項目参考事例
- ③年齢5歳階級人口（人口ピラミッド）
- ④愛知県年齢3区分別人口の割合推移
- ⑤市町村老年人口（65歳以上）の割合
- ⑥愛知県の世帯数及び1世帯あたりの世帯人員の推移
- ⑦合計特殊出生率
- ⑧平均寿命の推移（全国・愛知県）
- ⑨男女共同参画別年齢階層別有業率及び女性の潜在有業率
- ⑩女性の登用率の推移
- ⑪人間開発指数（HDI）及びジェンダー・エンパワーメント指数（GEM）
- ⑫男女共同参画に関する年表（世界・日本・愛知県）
- ⑬夫婦の家事関連時間・仕事関連時間
- ⑭男女共同参画計画等の策定参考資料リンク集
- ⑮DV（ドメスティック・バイオレンス）・セクハラ相談等の状況

市町村の男女共同参画施策に関する調査

愛知県県民生活部社会活動推進課男女共同参画室

TEL 052-954-6179

FAX 052-954-6910

メールアドレス danjo@pref.aichi.lg.jp

ホームページ <http://www.pref.aichi.jp/danjo/>

① 目的

市町村における男女共同参画施策関係の組織、事業等の実態を把握し、今後の県の男女共同参画施策推進の基礎資料とするとともに市町村相互の参考資料として活用するため。

② 制度の概要

・対象者

県関係部局、市町村 ほか

・制度の内容

県から市町村へ1年に1回男女共同参画施策関係の組織、事業等の調査を行い、取りまとめ年次報告書に掲載し、配布している。

③その他特記事項

市町村の男女共同参画施策に関する調査

（平成17年度調査内容）

- ①市町村男女共同参画関係担当課の有無
- ②男女共同参画行政推進会議等の設置状況
- ③男女共同参画に関する職員研修の実施状況
- ④男女共同参画懇話会等の設置状況
- ⑤男女共同参画に関する条例の制定状況
- ⑥個別計画策定状況
- ⑦男女共同参画宣言都市の有無
- ⑧今後の県の男女共同参画施策への希望
- ⑨男女共同参画課の予定事業
- ⑩男女共同参画の総合的な施設
- ⑪男女共同参画施策についての苦情処理を行う体制の有無

⑫審議会等委員への女性の登用状況

⑬市町村行政委員会委員への女性の登用状況

⑭女性市町村議会議員の状況

⑮市町村職員の管理職等の在職状況

⑯女性の市町村長、助役、収入役、教育長、市町村議会議長についての記述

男女共同参画なんでも相談室

三重県生活部男女共同参画室

TEL 059-224-2225

FAX 059-224-3069

メールアドレス iris@pref.mie.jp

ホームページ <http://www.pref.mie.jp/IRIS/>

① 目的

主体的に取り組む意識のある市町村に対し、事業展開の方向、条例、計画策定、講座・啓発等事業実施等、男女共同参画の様々なことがらについて情報提供、講師派遣等の支援を行うとともに、県の持つノウハウの移転を図る。

② 制度の概要

・対象者

市町村

・制度の内容

市町村からの問い合わせ、相談に対し、随時応じる。

・募集期間

随時

市町村等講座開催マニュアル

三重県生活部男女共同参画室

TEL 059-224-2225

FAX 059-224-3069

メールアドレス iris@pref.mie.jp

ホームページ <http://www.pref.mie.jp/IRIS/>

① 目的

市町村において男女共同参画の担当となった職員が講座等を開催するときに活用してもらい、市町村の積極的な取組を支援する。

② 制度の概要

・対象者

市町村等

市町村男女共同参画計画策定支援

島根県環境生活部環境生活総務課男女共同参画室

TEL 0852-22-5245

FAX 0852-22-5098

メールアドレス kanso@pref.shimane.lg.jp

ホームページ <http://www.pref.shimane.jp/section/josei/>

① 目的

市町村における男女共同参画計画の策定を促進するため、計画策定の支援をする。

② 制度の概要

・対象者

市町村

・制度の内容

- ・計画策定に当たっての基礎資料・住民参加・住民啓発等についての情報提供及び助言
- ・計画の内容、計画の周知方法、計画の進行管理に対する情報提供及び助言
- ・募集期間
随時

③ その他特記事項

財団法人しまね女性センターに委託し実施。

市町の男女共同参画計画策定支援
愛媛県県民環境部県民協働局男女参画課
TEL 089. 912. 2331
FAX 089. 933. 4083
メールアドレス danjokiyodo@pref. ehime. jp
ホームページ http://www. pref. ehime. jp

① 目的

市町の男女共同参画計画の策定を促進するため、進め方、内容等について、求めに応じて情報提供・助言を行う。

② 制度の概要

- ・対象者
市町担当課
- ・募集期間
随時

② 行政担当者研修会、会議など

男女共同参画に関する「基礎研修」
内閣府男女共同参画局
TEL 03-5253-2111
FAX 03-3581-9566
メールアドレス ipost-danjo@cao. go. jp
ホームページ http://www. gender. go. jp/

① 目的

男女共同参画社会の形成の促進を図るには、地方公共団体や民間の団体が行う取組が重要であり、男女共同参画社会基本法では、国はそれらを支援するために、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう定められている。特に、住民に身近な行政に携わる地方公共団体の取組は、住民一人一人の生活に大きな影響を与えるものであり、非常に重要である。国の施策については、地方公共団体の取組とも深く係わるところであることから、男女共同参画に関する「基礎研修」を実施し、地方公共団体職員の理解を深めることにより、地方における男女共同参画行政の推進に資する。

② 制度の概要

- ・対象者
都道府県・政令指定都市の男女共同参画担当職員
(係員・係長クラス)
- ・制度の内容
内 容：男女共同参画行政に関する基礎的知識の養成
日 程：平成17年6月7日(火)～8日(水)
(平成17年度の場合)
場 所：内閣府

男女共同参画に関する「政策研修」

内閣府男女共同参画局

TEL 03-5253-2111

FAX 03-3581-9566

メールアドレス ipost-danjo@cao. go. jp

ホームページ http://www. gender. go. jp/

① 目的

男女共同参画社会の形成の促進を図るには、住民に身近な行政に携わる地方公共団体の行う取組が重要であり、男女共同参画社会基本法では、国はそれらを支援するために、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう定められているところである。そこで、男女共同参画行政を推進していく上で必要な知見を深めるとともに、各地方公共団体において所管内の市町村に対しても男女共同参画行政を進めていくために必要な支援を行っていただくため、国の政策上の重要課題に関する「政策研修」を行う。

② 制度の概要

- ・対象者
都道府県・政令指定都市の男女共同参画担当職員
(課長クラス)
- ・制度の内容
内 容：男女共同参画行政の中核職員の政策的知見の養成
日 程：平成18年1月12日(木)～13日(金)
(平成17年度の場合)
場 所：内閣府

女性のチャレンジ支援アドバイザー等研修

内閣府男女共同参画局

TEL 03-5253-2111

FAX 03-3581-9566

メールアドレス ipost-danjo@cao. go. jp

ホームページ http://www. gender. go. jp/

① 目的

男女共同参画社会の実現を図る上で、女性がその意欲と能力に応じて各分野においてチャレンジすることは重要である。このため、女性が必要な情報に効率的にアクセスし、いつでもどこでも誰でもチャレンジできる情報のワンストップ化、ネットワーク化を図り、チャレンジ・ネットワーク環境を構築することを目的として、地域におけるチャレンジ支援拠点等の担当職員を対象として研修を行い、チャレンジ支援策の一層の推進を図る。

② 制度の概要

- ・参加対象者
【コースⅠ】
都道府県・市町村の男女共同参画を担当する部局、または女性関連施設を所管する部局において、女性のチャレンジ支援に関する施策・環境構築等に携わる職員 60名
【コースⅡ】
男女共同参画(女性)関連施設等において、女性のチャレンジ支援に関する事業に携わり、コーディネーター又はアドバイザーとしての役割を果たす職員、及び果たすと期待される職員 40名
- ・主な内容
○ 男女共同参画社会の形成と女性のチャレンジ支